平成 22 年度第1回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時: 平成 22 年 6 月 10 日 (木) 13 時 30 分~15 時 00 分

場 所:岸記念体育会館 講堂

出 席 者:坂本本部長、佐藤、宇津木の各副本部長

<常任委員> 野田、長尾の各常任委員

「表別の
「本の
「おいます
「おいます<

<委 任> 住谷副本部長

菅原、原、平井、佐藤、富田、大山、山崎の各常任委員 鈴木(群馬) 久保(千葉) 大西(長野) 中屋(新潟) 野田(長崎) の各委員

<代理出席> 奥野(三重)河野(大阪)井口(和歌山)猪木(岡山) 甲斐(熊本)

<事務局> 川島次長、廣﨑部長、伊藤課長代理 他青少年スポーツ部員

事務局より、設置規程第15条にもとづく会議成立の報告を行い開会。

議事に先立ち、6月1日逝去された栗原祐幸名誉本部長のご冥福を祈り、黙祷をささげた。

その後、坂本本部長より挨拶があり、同本部長を議長として、議事に入った。

<議 案>

1. 平成 21 年度日本スポーツ少年団事業報告および決算(案)について

事務局より資料に基づき、事業報告および決算案について説明。

協議の結果、原案どおりこれを承認。

なお、本案については、来る 6 月 16 日開催の日本体育協会評議員会で最終承認 を得ることを確認した。

平山委員(奈良)より、運営費として支出されている登録料 30%の内訳につい

て質問があった。

事務局より、担当職員および総務・会計といった管理部門職員の人件費や会館維持管理費など、日本体育協会の運営のために利用しているが、具体的な使用先・金額などの具体的な算出は現段階では困難である旨回答。なお、日本体育協会の公益財団法人への移行に伴い、予算配分を明確にする必要があることから、今後示すことが可能になる旨併せて説明。

川口委員(鳥取)より、会計監査がなされているか質問があった。

事務局より、日本体育協会全体として、会計事務所・公認会計士の内部監査に加えて監事の監査を受けており、また、補助金についても各補助先が監査していることから、充分に対応していると考えている旨回答。

北東委員(富山)より、ブロックや県においてスポーツ少年団事業を実施する際、 補助金申請・報告にあたり「財団法人日本体育協会」の名称が使われている理由に ついて質問があった。

事務局より、補助金申請は、日本スポーツ少年団を内包する日本体育協会が行っているためであり、加盟団体等へは日本体育協会からの補助金となるためである旨 回答。

北東委員より、補助金が日本体育協会からのものとなると、日本スポーツ少年団の予算書・決算書との関係はどのようになっているのか質問があった。

事務局より、日本スポーツ少年団の予算・決算は、日本体育協会全体の予算・決算の中から、スポーツ少年団に関わる実質的な部分を抜き出したものであること、また、他部署においてもそれぞれ予算・決算があり、それらを合算したものが日本体育協会全体の予算・決算と捉えている旨回答。

北東委員より、現場の団員・指導者ともに、日本体育協会ではなく日本スポーツ 少年団に登録料を納めていると考えており、予算・決算は日本スポーツ少年団のみ で成立するものだと認識している旨意見があった。また、登録料は日本体育協会の 予算に含まれているのかどうか質問があった。

事務局より、日本スポーツ少年団は日本体育協会の内部組織であることから、登録料を含め、予算・決算は日本体育協会の中に含まれる旨回答。また、登録料の30%は運営費として日本体育協会に納めているが、それを差し引いた登録料のほか、補助金、日本体育協会からの繰入金、協賛金、負担金等が日本スポーツ少年団で直接的に使用できるものとなる旨併せて説明。

北東委員より、運営費として登録料の 30%を日本体育協会に納めている理由に ついて質問があった。

事務局より、日本体育協会が数億円の赤字を出した際にスポーツ少年団も一緒に 日本体育協会の再建を支援してほしいとのことで、運営費としてそれまでの登録料 10%から30%にアップした旨回答。

北東委員より、登録料 30%への引き上げとともに、登録料の値上げを行った際には指導者がどれだけ苦労し、また、現在では県・市などの補助金が次々に減額される厳しい状況の中で、現状のまま登録料 30%を運営費に回すのではなく、日本

体育協会の赤字が解消された現在、運営費の件についても配慮すべきとの意見が出た。また、約4億円の登録料があるにもかかわらず、利息が計上されていない理由について質問があった。

事務局より、日本体育協会への登録料の納入は 12 月頃であるが、事業が始まるのは 4 月からであり、日本体育協会が 20 億円までを限度額として借り入れをして事業を行っており、その借入利子の方が預金利息より高い状況にある。この利息や運営費の関係については、日本体育協会財務部等とも相談の上、検討していきたい旨回答。

北東委員より、都道府県段階で8月に登録を締め切っているにもかかわらず、日本体育協会への登録料納入が12月になることが理解できない旨意見があった。

事務局より、登録システムの流れとして、9月30日を締切として各都道府県における登録申請(データ入力)作業があり、その後日本スポーツ少年団において登録データを精査した後、登録数の確定・登録料の請求となるため、実際の入金は11月から12月頃になる旨説明。

北東委員より、市区町村段階においても、大会参加や傷害保険加入等のため、登録手続きは早期に済ませており、登録料についても市区町村段階では年度当初に納めていることから、各市区町村段階で集計したデータに基づき、日本スポーツ少年団に登録料を振り込ませればいいのではないかとの意見が出た。

川口委員(鳥取)より、決算についてはこの委員総会で承認することから、監事の監査報告または監査報告書が書類に添付されるべきではないかとの意見が出た。 吉長委員(広島)より、県体育協会の予算の一部としてスポーツ少年団の事業費を使用している県は、県体育協会の監事が体協全体の監査をしていると思うが、日本体育協会の同様のシステムではないかとの意見が出た。

川口委員より、鳥取県では県体育協会の監事がスポーツ少年団の予算・決算についても監査し、体育協会もスポーツ少年団も両方の監査報告を行っている旨説明があった。

議長より、日本体育協会が上位団体ということもあり、現状のような会計処理の方法を取っているが、事務局より説明があったとおり、日本体育協会からの補助として登録料 30%以上のものがあることを踏まえ、今後、30%の使途等について事務局より詳細に説明することで、ご理解をいただきたい旨説明。

山本委員(静岡)より、登録システムに関して、日本サッカー協会のようにスポーツ少年団においてもウェブ登録ができるようにしてほしい旨要望があった。

事務局より、まず、サッカー協会は登録料が県単位での金額設定はあるものの、基本的には一律であるのに対して、スポーツ少年団は県・市それぞれで登録料の設定金額が違うため、徴収システムが非常に複雑となること、また、サッカー協会のシステムは莫大な費用をかけて構築されているが、現在の日本スポーツ少年団の予算から捻出することが困難であることを踏まえ、現状では実現困難である旨回答。

山本委員より、金額設定のズレの問題はあるが、登録用紙を用いる時代ではない ことから、時間をかけて実施の方向で検討してほしい旨要望があった。 2. 平成 23 年度日本スポーツ少年団事業計画(案)および要望予算の編成について 事務局より資料に基づき、各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画 案について説明。

また、要望予算の編成については、速やかに計画に沿って編成作業に入るが、その取りまとめは本部長に一任願い、後日報告したい旨併せて説明。

岡委員(京都府)より、認定育成員研修会について、平成 21 年度は計画上 600 名で実際には 506 名の参加であったにもかかわらず、平成 23 年度では 700 名となっているのはなぜか。

事務局より、対象人数である旨説明。予算上は、対象人数の約 700 名の方に研修を受けていただくこととしているが、資格更新を辞退する人がいることから、実参加人数は少なくなる。

以上、いずれも承認。

<報告事項>

1. 平成 22 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より、去る3月開催の平成21年度第4回常任委員会ならびに第2回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成22年度日本スポーツ少年団事業予算(実行予算)について、資料に基づき当初予算との変更点を中心に報告。これを了承。

河野委員(大阪)より、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の積立金の積み立て開始時期および現在の積立金額、また、記念事業の実施時期について質問があった。

事務局より、積み立ては平成 18 年度の 1,000 万円より開始し、その後毎年 2,000 万円、そして平成 23 年度の 1,000 万円を最後に、合計 1 億円を積み立てる予定である旨回答。また、実施時期については実施内容によるが、平成 24 年度の創設記念日(6月)に合わせるか、30 周年の時のように、平成 24 年度を記念事業年として位置づけ、年度末に事業の成果の発表を行う場として 3 月の委員総会に合わせて実施するか、を念頭に現在検討している旨併せて説明。

山本委員(静岡)より、平成22年度日独同時交流日本団の派遣人数は80名で決定か、また、毎年減少している派遣人数への対策は講じているのか質問があった。

事務局より、5月に実施した事前研修会を経て、団長団を含め 80 名で決定していること、また、ブロック会議・委員総会においても報告した通り、1点目として派遣対象年齢の下限を 16 歳から 15 歳に変更、2点目として、これまで派遣対象者は原則としてシニア・リーダースクール修了者のみであったが、規定の活動単位を満たすことにより参加できるように変更している旨説明。

なお、今年度活動単位を利用した者は 10 名であり、次年度以降は徐々に制度が 浸透し、参加者が増加することを期待している旨併せて説明。

山本委員より、日独同時交流の目的・方法から抜本的に見直すべきであり、日本

スポーツ少年団でぜひ考えてほしい旨意見があった。

事務局より、平成24年度からの次期協定に向けて、現在、活動開発部会において検討しており、各都道府県に対してアンケート調査を実施している旨説明。大学生などは前期試験との時期の重複という問題、また、3週間という期間の長さの問題が考えられ、先般の部会において、8月の上旬から2週間程度のものを日本案とすることで方針が決定した旨併せて説明。

山口委員(福井)より、ドイツ団員と日本団員の交流に対する意欲の違いについて指摘があり、もっと自発的に交流に参加する団員が増えるようなシステムを設けてほしいこと、また、そうすることで参加者が増加するのではないかとの意見があった。

2. 平成 22 年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より、資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準により各都道府県から候補として推薦のあった 35 都府県 67 市町村スポーツ少年団および 45 都道府県 165 名の指導者について、いずれも資格条件を満たしており 6 月 9 日付をもって表彰したい旨説明。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様各都道府県スポーツ少年団本部長に一任し、年度末に一括報告願う形態をとりたい旨説明。いずれも承認。

表彰市区町村および指導者については、「Sport JUST」7月号へ掲載する旨説明。 山田委員(兵庫県)より、表彰者の内訳として、有資格指導者と無資格指導者の 人数はどうなっているか。判明していないようであれば調べて欲しい旨要望があり、 事務局より、資格の有無については把握していないため、調べる旨回答。

3. 平成21年度日本スポーツ少年団ブロック会議等における意見・要望について

事務局より、平成 21 年度ブロック会議等における意見・要望については、現在、 各専門部会等において鋭意検討中であり、結論が出た項目から随時報告していきた い旨報告。

また、去る 3 月 11 日開催の平成 21 年度第 2 回委員総会における、現場の意見をより反映することを目的とした青少年スポーツ振興プロジェクトメンバーの増員要望について検討した結果、同プロジェクトは日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の取り組み方策、「スポーツ少年団の将来像」具体策の方針、次期育成計画の方針など、副本部長及び各専門部会長との連絡調整を図る場として位置づけられていることから、これまで同様、都道府県からの意見・要望などは、各専門部会、常任委員会において聴取した上で事業に反映させていくこととし、プロジェクトメンバーの増員は行わないこととした旨報告。

平山委員(奈良)より、プロジェクトメンバーを増員せず、プロジェクトで将来 像の具現化の検討および第9次育成計画の検討を行っていくのか質問があった。

事務局より、原案の検討・作成は各専門部会が行い、青少年スポーツ振興プロジ

ェクトは、各部会の検討内容を横断的に取りまとめる場である旨説明。

山田委員(兵庫)より、これからのスポーツ少年団を考えるにあたっては、できるだけ多くの現場指導者に参加いただき、協議すべきではないかとの意見があった。 佐藤副本部長より、現在、日本スポーツ少年団は組織の問題やお金の問題、また、 名称の問題など、これからの50年に向けて根幹に関わる問題を検討していかなければならない時期であり、日本体育協会とも協議の上、そうした基本的な事項が決定した後、各委員から出されている様々な課題について、各都道府県・各委員と一層連携を図りながら、検討していくこととなる旨意見があった。

以上、協議の上、15時00分閉会。